

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とする（見積もる契約金額とは、消費税を含む額）。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となる。

2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札参加資格確認申請の〆切までに提出した場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間の間に履行期限の到来した二以上の契約を締結した実績を証明できる書類を入札参加時に提出し、認められた場合。

3 現金で納付する場合

(1) 納付方法：

ア 入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、入札参加申込時に沖縄県畜産研究センターへ提出する。

イ 入札保証金納付書発行依頼書に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを入札前までに畜産研究センターに提示する（郵送、FAX可）。

(2) 納付場所：

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、
沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、商工組合中央金庫那覇支店

4 入札保証金の還付

落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を畜産研究センターへ提出し、約2週間後に指定された口座に振り込む。

落札した場合は、納付すべき契約保証金（※）に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約保証金として契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

5 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。